

令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び  
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和 3 年 3 月 1 日以降適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価における、積算の適用について下記のとおり特例措置を定めました。

記

1 建設工事における取扱い

平成 28 年 3 月 16 日付け事管号外「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」、平成 30 年 1 月 26 日付け出契号外「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用について」及び平成 24 年 3 月 21 日付け事管第 416 号「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用の一部改正について」に定める取扱いを適用するものとする。

2 建設関連業務委託等における取扱い

(1) 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2 に該当する建設コンサルタント業務等（維持管理業務及び発注者支援業務等を含む。）の受注者は、(1) 又は (2) の契約条項等に基づく業務委託料の変更の協議を発注者に申し入れることができるものとする。

- イ 設計業務等委託契約書第 61 条及びこれに準ずるもの
- ロ 工事請負契約書第 66 条及びこれに準ずるもの

(2) 具体的な取扱い

令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等（維持管理業務及び発注者支援業務等を含む。）のうち、令和 2 年度設計業務委託等技術者単価及び令和 2 年度公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に改める内容の契約変更を行うことができるものとする。

なお、3 月公告予定案件で 2 月 28 日以前の単価において既に積算を終えているものについては、特記仕様書の追加資料として別添資料を添付し、契約締結後に受注者と協議の上、契約変更を行うことにより対応するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$  及び  $k$  は、それぞれ以下を表すものとする。

- $P_{\text{新}}$  : 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
- $k$  : 当初契約の落札率

(3) その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等（維持管理業務及び発注者支援業務等を含む）にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。

## 特記仕様書（追加資料）

### 公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価の適用について

入札の際に使用する公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価は令和3年2月28日以前の単価としておりますが、契約後において、別途協議のうえ令和3年3月1日から適用の公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価への設計変更を行うものとします。

※上記特記仕様書記載内容については、建設関連業務又は維持管理業務等で過不足がある場合は、適宜修正して使用すること。